

行政書士いわて

gyosei shoshi

2006. 7月号

第108号

平成18年7月25日発行

発行所 **岩手県行政書士会**
発行人 (会長) 中澤 弘文
〒020-0024 盛岡市菜園一丁目3番6号 農人会館5階
TEL 019-623-1555
FAX 019-651-9655

Contents

p 1	定時総会の内容
p 2	増田寛也知事の祝辞
p 3	日行連会長の祝辞
p 4	中澤会長あいさつ
p 5	出入国管理業務研修会
p 6	成年後見の研修会
p 7	建設業関係の実務資料
p 8、9	法務資料 (定款記載例)
p 10	会員の動き、事務局日誌
p 11	相続業務研究会
p 12	政連通信いわて

今年度も意欲的に新事業を

岩手県行政書士会の定時総会を サンセール盛岡で開催する

岩手県行政書士会の平成18年度の定時総会が、5月26日にサンセール盛岡において開催されました。
総会議案につきましては、全ての議案について執行部の原案通り賛成多数により可決されました。
定時総会の主な内容は次のとおりです。

定時総会報告

日時 平成18年5月26日
午前10時5分より
会場 サンセール盛岡
出席者 291名中209名
(本人出席51名)

以下、定時総会の内容詳細についての報告です。

- ・来賓 岩手県知事 増田寛也様 (代理) 他12名
- ・司会 伊藤榮樹総務経理部次長
- ・開会のことば 三浦寛司副会長
- ・物故者に対する黙祷
- ・会長あいさつ 中澤弘文会長
- ・来賓紹介

平成18年度表彰状授与

- 日行連会長表彰
佐々木公一 (盛岡支部)
田村 格 (盛岡支部)
瀬藤 一志 (宮古支部)
- 日行連東北地方協議会会長表彰
黒須 信男 (花巻支部)
佐藤 孝之 (水沢支部)
千葉 静男 (水沢支部)
- 岩手県行政書士会会長表彰
仁佐瀬 進 (盛岡支部)
休石 勝五 (盛岡支部)
岩瀬森の助 (盛岡支部)
菊池 敏江 (紫波支部)
千葉 英夫 (水沢支部)
高橋 敬治 (遠野支部)
五十嵐 力 (二戸支部)
竹林 登 (二戸支部)



定時総会にて サンセール盛岡

- ・受賞者を代表して休石勝五会員より謝辞が述べられました。
 - ・受賞者の皆様おめでとうございました。
 - ・来賓祝辞・祝電披露
 - ・行政書士倫理綱領唱和
 - ・議長選出
 - ・阿部秀右会員 (盛岡支部) 出席人員報告及び議事録署名人並びに議事録作成者指名
- | | |
|-------|----------|
| 総会員数 | 291名 |
| 出席会員数 | 本人出席 51名 |
| 委任状出席 | 158名 |
| 合計 | 209名 |



祝 辞

岩手県知事 増田寛也

行政書士の研鑽で 県民福祉へ 貢献を

ており、深く感謝申し上げます。
また、本日、栄えある表彰を受け

平成18年度岩手県行政書士会定時総会が開催されるに当たりお祝いを申し上げます。
皆様には、日頃から、官公署に提出する書類の作成業務などを通じ、住民と行政とのパイプ役として、行政の適正かつ円滑な執行のため御尽力をいただき

られた皆様には心からお祝い申し上げる次第であります。
さて、地方分権が進展する中、県市町村は、自立した地域社会の形成に向けて、住民のニーズや地域の実情に応じた施策を、自らの判断と創意工夫により展開することが求められております。
また、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、行政に対する住民の信頼を高めていくため、行政情報の公開を一層推進することが要請されております。
近年、複雑・多様化する社会情勢、高度情報通信社会の進展、司法制度改革等に伴い、行政書士に求められる役割はますます増大しておりますが、これに対応して行政書士法の

改正等が行われ、行政書士制度の充実が図られるとともに、このたび、「行政書士試験の施行に関する定め」が改正され、試験科目の改廃等試験制度が見直され、本年度の行政書士試験から適用されることとなっております。
皆様方におかれましては、その職務の重要性和公共性をあらためて認識され、住民の期待に応えられるよう業務の円滑な推進に努められるとともに、今後ともたゆまぬ研鑽を積まれ、県民福祉の増進に貢献されまことを御期待申し上げますとともに、岩手県行政書士会のさらなる発展と会員の皆様の御健勝をお祈りいたしまして、お祝いの言葉といたします。

- ・ 議事録署名名人、議事録作成者指名
 - ・ 議事録署名名人
中澤弘文会長
小島末吉会員
 - ・ 議事録作成者
佐々木達也会員
隅田哲晴会員
- 議案審議の結果は次のとおりです。

1号2号議案について

第1号議案「平成17年度事業報告並びに業務報告」と第2号議案

3号4号議案について

「平成17年度決算報告」について両案が一括上程され、執行部からの説明ののち、監査報告がなされました。両案に対する事前の質問通告はなく、直ちに採決に入り、第1号議案は議長長の採決の求めに対し、満場異議はなく、賛成多数で可決されました。
また、第2号議案についても議長長の採決の求めに対し、満場異議はなく、賛成多数で可決されました。

第3号議案「平成18年度事業並びに事業計画(案)」と第4号議案「平成18年度予算(案)」について両案が一括上程され、執行部から両案に対する事前の質問通告はなく、直ちに採決に入り、第3号議案は議長長の採決の求めに対し、満場異議はなく、賛成多数で可決されました。
また、第4号議案についても議長長の採決の求めに対し、満場異議はなく、賛成多数で可決されました。
以上で全ての議案審議が終了し、三浦寛司副会長の閉会の言葉で、定時総会は終了しました。



平成18年度定時総会 サンセール盛岡にて

祝辞
日本行政書士会連合会
会長 宮内 一三

岩手県行政書士会の平成十八年度定時総会が開催されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

日頃より、中澤会長はじめ岩手県行政書士会の会員の皆様には、日本行政書士会連合会の運営にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、現在、行政書士制度は、急激なICT化、規制改革、行財政改革、司法制度改革など、「小さな政府」に向けた時代の変革の渦中にあります。この変革の中にあつて、我々は、これまで以上に、行政書士に求められる社会の要請を的確にとらえ、迅速な対応を図り、新たな行政書士像を形作っていかねばなりません。まず、ADRに関して、日行連及び単位会における取組方針を明らかにし、先行してADR機関設立を目指す単位会を指定単位会として、ADRの牽引役となつていただくとともに、指定単位会を対象とした手続実施者養成の研修会を実施いたしました。今後とも認証ADR機関設立に向け諸施策を講じて参ります。

また、日本司法支援センターの設置に伴い隣接法律専門職である行政書士にも協力が求められているところから、その責任を果たすため、各単位会における支援体制の確立

を進めているところです。

ICT化では、電子政府・電子自治体の構築が加速化する中で、行政書士用電子証明書が電子定款作成に使用することが可能となりまして、さらに進展する電子申請手続への対応、行政書士用電子

証明書の普及並びに使用範囲の拡充に向け、精力的に取り組みこととしております。

一方、規制改革により、官から民への流れの中で、強制入会制に関する士業のあり方についても、議論の動向に注意を払う必要があります。

行政書士が社会に果たす役割も益々増大しており、これらに着実に対処して実績を上げることが、国民の信頼を得、街の法律家としての地

行政書士に対する 社会的期待に応えて 倫理観の保持を…



日本行政書士会連合会
宮内 一三 会長

位の確立につながると確信しております。この行政書士の役割の増大に伴い、資格者としての職業倫理の保持が重要となります。

日行連では行政書士の執務姿勢と行動指針を明らかにした「行政書士倫理」を策定いたしました。

会員は、より倫理観を自覚し、行政書士としての使命と責務を保持し、業務に励んでいただき、ますようお願い申し上げます。

これらの諸課題、日行連を取り巻く諸情勢を踏まえ、主に「日本行政書士会連合会」の平成十八年度方針として、研修体

制の再構築、司法制度改革・規制改革・ADR化への対応、広報活動、行政書士法改正、社会貢献及び組織改革の八項目を重点事業として、事

岩手県の 電子申請の動き

平成18年7月3日より、岩手県の電子申請において、75の手続が追加になりました。

また、申請・届出の際に必要な手数料の納付もインターネットから可能になります。

詳しくは、下記のサイトに記載されている申請可能手続一覧をご覧ください。

<https://shinsei.e.pref.iwate.lg.jp/uketuke/index.jsp>

業を推進することとしております。これらの事業は全て、日行連と全国の単位会が一丸となり、より緊密な協調・協力体制をしっかりと築いてこそ成果が得られるものと考えております。

会員の皆様におかれましては、今後とも日行連の事業運営をご理解頂き、更なる行政書士制度発展のためのご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、岩手県行政書士会のみならず、ご発展と会員の皆様のご多幸を祈念いたしまして、私のお祝いの言葉とさせていただきます。

総会挨拶

行政手続の オンライン化に 積極的対応を



岩手県行政書士会
中澤弘文 会長

平成18年度岩手県行政書士会定時総会開催にあたり、一言御挨拶申し上げます。
本日は、岩手県知事増田寛也様はじめ、多数のご来賓の方々のご列席をいただき、誠にありがとうございます。

会員を代表いたしましたしまして、心より御礼申し上げます。

我々行政書士は、行政と国民の間の良きパイプ役として、その使命を果たしてきたところですが、現在新たな課題に直面しております。

その根本にあるのは、規制改革・規制緩和ということでございますが、その流れのもと、司法制度改革、裁判外紛争処理（ADR）等の問題があり、資格者としての資質の向上・能力担保のための措置が求められております。

また、ICT化、いわゆる電子化の問題があり、行政手続のオンライン申請に積極的に対応しなければならぬ状況にあります。
それから、資格者としての職業倫理の確立という直近の問題もあります。

その他にも対応しなければならぬ諸課題を抱えておりますが、行政書士制度を堅持しながら、諸課題に対して、優先順位を決めながら、着実に、スピーディに対応してまいり所存でございます。

最後になりますが、行政機関及び関係する団体の皆様におかれましては、引き続き、暖かい御指導、御鞭撻を賜りますことを御願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

行政書士会の事務局で 「県証紙」を販売しています

岩手県行政書士会は「県収入証紙の売りさばき人」の指定を受けております。

各種許認可申請で添付する県証紙は、予約申し込みの上、県会事務局でお買い求めください。

入札参加申請・情報コーナー

経審の 総合評定通知書は



5月1日以降の 改正後のものが 必要となります

岩手県建設技術振興課の ホームページ

<http://www.pref.iwate.jp/~hp0610/>

今年の秋以降から来年2月にかけて、国の機関、県や市町村に対する建設工事競争入札参加資格申請の受付が始まります。
すでに関係機関から通知が出されていますように、この申請に際しては、次の事項に留意願います。
平成19・20年度の建設工事の競争入札参加資格申請においては、平成18年5月1日付けで改正された基準による経営事項審査の総合評定値通知を受けていることが必須要件となります。

したがって、平成18年5月1日より前に経審の申請をして改正前の基準による総合評定通知書を受けている会社は、再審査を受ける必要があります。
再審査の申し立て期間は、平成18年8月28日（月）までとなっておりますので、留意してください。
なお、岩手県の入札申請の『手続き』は、今年の11月頃に岩手県の建設技術振興課のホームページに掲載されます。

●研修会レポート

外国人の出入国管理業務を 研究する



出入国管理業務について熱心に受講する

北海道行政書士会の滝沢俊行先生を講師に

外国人の在留資格実務 実例で研修する

第1回業務研修会

4月22日、エスポワールいわてにおいて、第1回業務研修会が開催されました。

「成年後見関連業務の基礎と今後の展望について」と「外国人の出入国管理業務の実務」の二科目について行われました。

このうち、「外国人の出入国管理業務」は北海道行政書士会常任理事滝沢俊行先生を講師にして行なわれ、講義内容は、在留審査業務の概要（在留資格制限の概要、在留資格の種類、入国に関する手続）、在留資格「投資・経営」及び「日本人の配偶者等」の検討（在留資格該当性について、基準省令適合性について）、在留資格「投資・経営」及び「日本人の配偶者等」の実務実例についての講義がありました。

講義では、講師の滝沢先生が業務としてたずさわられた実務例に基づいて、詳細な説明をしていただきました。



北海道行政書士会 滝沢俊行先生

た。外国人と接する業務ではあるが、日本語オンリーで充分と話されています。申請取次行政書士の届出をしている会員を含め、業務の突破口となる大変重要な講義となりました。

（広報・監察部 高橋 裕）

●研修会レポート

新しい成年後見制度を チェックする

神奈川県行政書士会相談役 眞達 格先生を講師にして 成年後見の サポート業務を研究



NPO法人神奈川県成年後見サポートセンターでも活躍の眞達格先生

第1回業務研修会

4月22日、エスポワールいわてにおいて開催された第1回業務研修会の「成年後見関連業務の基礎と今後の展望について」の講師は、神奈川県行政書士会相談役の眞達格先生（特定非営利活動法人神奈川県成年後見サポートセンター）が担当されました。

研修内容は、新しい成年後見制度の概要から入り、審判申立権者法定後見制度、市区町村長申立、成年後見民法条文関係図から成年後見制度必要書類及び手数料一覧、申立準備チェックシートまでの一連の講義をして頂きました。

行政書士がどの分野まで業務として介入できるか、更に研修が必要になるものと思われます。

当会の相続業務研究会では、今後の研究テーマとして「成年後見」を取り上げる計画を検討中とのことですので、興味のある会員は、参加して研鑽されることをお勧めします。なお、5月13日、ホテル東日本において「新会社法施行・定款の重要性（定款自治）」をテーマに研修会が開催されました。

（広報・監察部 高橋 裕）



新しい制度のもとでの業務について学ぶ

建設業関係 実務資料

● 会社法施行に伴う 財務諸表の改正

平成18年7月7日付官報で掲載されたとおり、会社法施行に伴う建設業法施行規則の一部改正により、建設業にかかる財務諸表の内容が改正されました。
主な改正点は次のとおりです。

● 財務諸表の様式の改正について

1、利益処分(様式第17号)の廃止

「株主資本等変動計算書」及び「注記表」が新たに新様式として追加されます。

2、貸借対照表(様式第15号、18号)の見直し

従来の「資本の部」が「純資産の部」に変更されました。
従来の「純資産の部」が「株主資本(資本金、新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式及び自己株式申込証拠金)」、「評価・換算差額等(その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金)」及び「新株予約権」に区分されました。

3、損益計算書(様式第16号)の見直し

従来の「未処分利益(未処理損失)」「計算区分が廃止され、末尾が「当期純利益(損失)」となり、その下の部分が削除されました。

● 用語に関する改正

財務諸表の用語が次のように変更になりました。新旧を対照します。

(旧様式) ↓ (新様式)

「営業権」 ↓ 「のれん」

※固定負債にも追加

「子会社株式・子会社出資金」
↓
「関係会社株式・関係会社出資金」

「長期繰延税金資産(負債)」
↓
「繰延税金資産(負債)」

「その他〇〇〇」(「その他流動資産」など)
↓
「その他」

「新株発行費等」
↓
「新株発行費」

「研究費及び開発費」
↓
「開発費」

「建設利息」
↓
削除されました。

「新株予約権付社債」
↓
削除されました。

「損益計算書 経常損益の部・特別損益の部 営業損益、営業外損益」
↓
削除されました。

● 記載要領の変更

会計基準を明確化するために、会社計算規則に合わせて、記載要領に「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計

の慣行をしん酌」することが明記されました。

● 経営事項審査・経営状況分析への変更

1、「自己資本」の定義が「貸借対照表における純資産合計の額」に変更されました。

2、「総資本」の定義が「負債純資産合計の額」に変更されました。

3、「キャッシュフロー」の定義が「当期純利益に減価償却実施額、引当金増減額、法人税等調整額を加減した額から審査対象事業年度に実施した剰余金の配当の額を控除した額」に変更されました。

● 施行期日・経過措置

公布と同時に施行されました。
決算日が平成18年5月1日以降の決算書類について適用されます。ただし、決算日が平成19年3月31日以前の決算書類については改正前の様式に基づいて作成することもできます。
以上については、経営状況分析機関の通知などから要約しました。
(広報・監察部 服部尚樹)

法務資料

新会社法対応
定款記載例

会社設立時における定款の作成は行政書士の重要な業務の一つです。

先般施行された会社法では「定款自治」がキーポイントとなつていますが、今までとはどのように変わったのでしょうか。

ここでは参考として日本公証人連合会における定款記載例を紹介いたします。

定款記載例（中小会社¹）
I 小規模会社（非公開、取締役1名、監査役・会計参与非設置）

〇〇株式会社定款

第1章 総則

（商号）

第1条 当会社は、〇〇株式会社と称し、英文では〇〇〇〇・L

TD・と表示する。
（目的）

第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

- 1 〇〇の製造及び販売
- 2 〇〇の輸入及び販売
- 3 前各号に附帯又は関連する一切の事業

（本店の所在地）

第3条 当会社は、本店を東京都〇〇区に置く。

（公告の方法）

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第5条 当社が発行することができる株式の総数は、100株とする。

（株券の不発行）

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第7条 当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

（相続人等に対する株式の売渡請求）
第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

（名義書換）
第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記

録するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、次の場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

① 株式取得者が、取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人に対し、株主名簿記載事項を当会社に記載又は記録すべきことを命じた確定判決を提出して請求するとき

② 株式取得者が上記①の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提出して請求するとき

③ 株式取得者が株式取得者が取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者の相続人であつて、これを証する書面を提出して請求するとき

④ その他、会社法施行規則22条1項各号に定めるとき

（質権の登録及び信託財産の表示）
第10条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しな

ければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。
（手数料）

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。
（基準日）

第12条 当会社は、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会
（招集及び招集権者）
第13条当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役が招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を發するものとする。ただし、総株主の同意があるときはこの限りではない。

8

4 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役がこれに当たる。

2 取締役に事故若しくは支障があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(決議の方法)

第15条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(総会議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第17条 当会社には、取締役1名を置く。

(取締役の選任)

第18条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後

5年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

(取締役に對する報酬等)

第20条 取締役に對する報酬等は、株主総会の決議により定める。

第5章 計算

(事業年度)

第21条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第22条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して支払う。

(配当金の除斥期間)

第23条 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

第6章 附則

(設立の際に発行する株式の数)

第24条 当会社の設立時発行株式の数は50株、その発行価額は1株につき金1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額又は最低額)

第25条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金50万円とする。

(最初の事業年度)

第26条 当会社の最初の事業年度

は、当会社成立の日から平成〇〇年3月末日までとする。

(設立時取締役)

第27条 当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 ○〇

(発起人の氏名、住所、割当を受ける株式数及びその払込金額)

第28条 発起人の氏名、住所、発起人が割り当てを受ける株式数及びその払込金額は、次のとおりである。

○〇県○〇市○〇町○丁目○番○号

金50万円 ○〇〇〇 50株

(法令の準拠)

第29条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、〇〇〇株式会社を設立するため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成〇年〇月〇日

発起人 ○〇〇〇 印

(広報・監察部次長 筒井 寧)

国の機関に対する入札参加資格申請

インターネット 受付の日程が決まる

国土交通省のホームページ

<http://www.mlit.go.jp/>

国土交通省を含めた23機関に対する平成19・20年度の建設工事等の競争参加資格審査については、今年も、次の日程で、申請手続きが、インターネット方式により一元的に行われます。

(スケジュール)

(パスワードの申請受付)

平成18年11月1日、

平成18年11月30日

(プログラムダウンロード)

平成18年11月1日、

平成19年1月15日

(申請データ受付)

平成18年12月1日、

平成19年1月15日

国土交通省の左記のサイトを参照してください。

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/00/000630_.html

入会

おめでとうございます。

- 近藤 忠義 盛岡支部
滝沢村鶴飼字細谷地19番地4
電話019-684-2769
- 平成18年5月15日登録・入会
- 増子 正義 一関支部
一関市東地主町60番地
電話0191-21-1186
- 平成18年7月1日登録・入会
- 中村 茂樹 久慈支部
九戸郡洋野町大野第6地割45番地
30

事務所移転・表示変更

よろしく願います。

- 酒井 祐 水沢支部
奥州市水沢区真城字中上野50番地

会員の動き

- 菊池 利美 水沢支部
奥州市水沢区東大通り二丁目1-7
- 海鋒 昌江 水沢支部
奥州市江刺区大通り8番14号
- 吉田 政記 水沢支部
奥州市胆沢区若柳字下松原8番地
2
- 千田 慎範 水沢支部
奥州市胆沢区南都田字漆町25番地
- 安倍 康二 水沢支部
奥州市胆沢区若柳字相馬壇97番地
- 神山 重久 水沢支部
奥州市水沢区字南大鐘105番地2
- 佐々木 功 水沢支部
奥州市胆沢区若柳字菅本松203番地
- 佐々木 陽子 水沢支部
奥州市水沢区羽田町室ノ木25番地
カムリシティ羽田C-202
- 千葉 静男 水沢支部
奥州市水沢区姉体町字宿27番地
- 佐々木 正之 水沢支部
奥州市胆沢区小山字西油地74番地
- 佐々木 剛 遠野支部
遠野市東館町10番3号

退会

大変ご苦勞様でした。

- 加美山 晴美 盛岡支部
平成18年4月30日

事務局日誌

- 4月4日 第1回正副会長会議
第1回部長会・委員長会
農林会館
- 4月6日 川徳無料相談会 筒井寧会員
農林会館
- 4月17日 決算監査、第1回正副会長会議
農林会館
- 4月22日 第1回業務研修会
エスポワールいわて 51名
- 4月24日 第1回理事会、第1回支部長会
農林会館
- 5月13日 第2回業務研修会
ホテル東日本 85名

編集後記

◆平成18年度定時総会が終了しました。新事業年度のスタートです。合同部会も開催され、今年度も研修会ははじめ様々なイベントが予定されています。

◆「行政書士倫理」が策定されました。「倫理綱領」の一つ一つに、資格者の使命と責任の重さを感じます。

◆この号が発行される頃は梅雨明けでしょうか。季節の変わり目です。健康に留意しましょう。

(広報・監察部 筒井 寧)

- 5月23日 第2回部長会・委員長会
農林会館
- 5月26日 定時総会、政連定期大会
サンセール盛岡
- 6月10日 第1回合同部会 農林会館
- 6月22、23日 日行連総会 長崎 中澤会長
- 6月30日 第3回業務研修会
花巻なほんプラザ

専門業務研究会

情報コーナー

相続研究会

遺産分割協議書の事例研究を行なう

6月17日「ふれあいランドいわて」において、第6回相続業務研究会が開催されました。

本会においても相続関係の業務研修会が幾度か行われておりますが、相続業務研究会としては、およそ1年ぶりの開催となり、参加者は24名でした。

今回の内容は事例研究で、会員が実際に業務で取り扱った中から話題が提供され、次の各事例について、質問や意見交換がおこなわれました。

・土地区画整理地内に相続対象の土地がある場合や相続する不動産

がマンションだった場合の遺産分割協議書の記載例

・不動産を法定相続で相続する場合

・公正証書遺言がある場合の相続

手続

・相続登記終了後に権利移動を行う場合に必要な書類

・相続対象建物が未登記だった場合の市町村への届出

・相続人の中に失踪者がいる場合・地目が登記簿と現状とで違う場合

以上の事例報告のあと、行政書士が相続業務を行う際に、他士業との関係で注意しなければならぬ事項についてお話しがありました。

市民向け相続セミナー 基本マニュアル作成を 検討したい

相続業務研究会
座長 岡田秀治

最後に、相続業務研究会の今後の取り組みについて話し合われ、新役員が決まりました。

座長 岡田秀治 (盛岡支部)
副座長 野尻佳宏 (二戸支部)
幹事 高橋裕 (盛岡支部)
幹事 横山勝 (盛岡支部)
幹事 廣嶋文哉 (盛岡支部)

今後、新体制のもと、成年後見問題、相続セミナーの企画・開催等についての取り組みが検討されることになりました。

(広報・監察部 ニッ神厚子)

6月17日、相続業務研究会では今後の活動方向について、次のように話し合いをいたしました。

(1) 成年後見の研修について
どのように取り組んでいくか、本会とも情報を交換しながら、研究会でも相続関連業務として関心を持って情報収集や調査を行う。

(2) 相続セミナーの開催について

一般市民を対象とした相続セミナーを、開催できるかどうかを含めて検討する。

会員メーリングリスト 専門業務研究会に参加を!

参加は、岩手県行政書士会のホームページ
<http://www2u.biglobe.ne.jp/~i-gyosei/>
左側の下段“法テラス”のバナーの下の
[岩手県行政書士会](#)
[業務研究メーリングリスト](#)
[参加申し込み](#) を
クリックして、申込事項を入力します。

(3) 会員向けの基本マニュアルの作成について

11月に開催予定の新入会員研修も念頭に入れて、相続業務の基本マニュアル(入門編)を作成する。

今後の活動方向につきましては、研究会全体で行うものもあるかと思いますが、幾つかの検討チームをもって進めることになるかと考えられます。

その際は改めて検討チーム員の希望者を募ることになるかと思えます。よろしくお願いいたします。

日本行政書士政治連盟

政連通信いわて

gyosei shoshi

2006. 7月号

第49号

平成18年7月25日発行

発行所 日本行政書士政治連盟岩手県支部

発行人 (支部長) 中澤 弘文

〒020-0024 盛岡市菜園一丁目3番6号 農林会館5階

TEL 019-623-1555 FAX 019-651-9655

平成18年度の 定期大会が開催される

平成18年度の定期大会が5月6日にサンセール盛岡において開催されました。

総会議案については、全ての議案について執行部原案通り賛成多数により可決されました。



政連連盟大会 サンセール盛岡にて

定期大会の内容

日時 平成18年5月26日

午後2時より

会場 サンセール盛岡

出席者 291名中209名出席

(本人出席43名)

(大会次第)

○司会 伊藤榮樹
本会総務経理部次長

○開会の言葉 三浦寛司副支部長
○支部長あいさつ 中澤弘文支部長

○議長選出

盛岡支部 阿部秀右会員

○出席人員報告及び議事録署名名人

並びに議事録作成者指名

構成人291名 出席209名

本人出席 43名

委任状出席 166名

・議事録署名名人、議事録作成者

議事録署名名人

中澤弘文支部長

伊藤榮樹会員

議事録作成者

佐々木達也会員

隅田哲晴会員

議案審議の内容

第1号議案「平成17年度活動経過報告」と第2号議案「平成17年度決算報告」が一括上程され、執行部から説明ののち、監査報告が行われました。

両案とも事前の質問通告はなく、直ちに採決に入り、議長の採決の求めに対し、満場異議無く承認されました。

第3号議案「平成18年度運動方針(案)」と第4号議案「平成18年度予算(案)」が一括上程され、執行部からの説明が行われました。両案とも事前の質問通告はなく、直ちに採決に入り、議長の採決の求めに対し、満場異議無く承認されました。

以上で、全ての議案審議が終了し、三浦寛司副支部長の閉会の言葉により、定期大会は終了しました。

活動と会費のお願い

行政書士法は議員立法により制定されたため、国が法案を優先的に取り上げてくれないのが実状です。そのため、行政書士制度に有利な法改正の実現、また、不利な法制定立法の阻止などには多大な労力が必要とされます。行政書士政治連盟は行政書士制度に理解のある政党、国会議員、行政書士制度推進議員連盟と協議、陳情などを行う活動を展開し、各省庁への働きかけを行い法改正の実現を図っております。日本行政書士政治連盟は個々の思想信条や政治理念ではなく総ての行政書士のために存在しており、その活動結果は総ての行政書士が平等に受けることとなります。つきまして行政書士制度の充実と発展のために、日政連会費の納入をお願いする次第です。